

令和4年第2回砂川市議会定例会  
予算審査特別委員会

令和4年6月13日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 2号 砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

○出席委員（11名）

委員長 増井浩一君  
委員 多比良和伸君  
武田真君  
飯澤明彦君  
沢田広志君  
小黒弘君

副委員長 中道博武君  
委員 佐々木政幸君  
増山裕司君  
北谷文夫君  
辻 勲君

（議長 水島美喜子）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文  
砂川市教育委員会教育長 高橋 豊  
砂川市監査委員 栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 湯浅克己  
総務部 務部長 井上 守  
兼 会計管理 兼 審議 監長  
兼 DX推進課 安原雄二

総務課長	板垣喬博
総務課副審議監	齊藤史憲
市長公室課長	小島武史
政策調整課長	玉川晴久
会計課長	堀田茂
市民部長	河原一之
市民生活課長	伊藤修一
税務課長	江末孝之
保健福祉部長	安田貢
社会福祉課長	三橋真樹
兼子ども通園センター所長	
介護福祉課長	岡康裕
ふれあいセンター所長	佐藤哲朗
経済部長	中村久人
経済部審議監	東正雅
商工労働観光課長	奥山喜也
商工労働観光課副審議監	櫻田勉
農政課長	野田樹
開発推進課長	畠山史博
建設部長	近藤敏一
土木課長	金泉賢隆
土木課副審議監	岩崎一史
建築住宅課長	朝日博
病院事務局局長	
兼附属看護専門学校事務管理者	
病院事務局次長	山田基
兼医師診療支援室副審議監	
兼附属看護専門学校副審議監	
病院事務局審議監	洪谷和彦
兼経営企画課長	
管理課長	為国内朗
管理課技術長	大内文雄
管理課副審議監	和忠成
医事課長	倉島久徳

地域医療連携課長 兼訪問看護ステーション副審議監 兼がん相談支援センター副センター長	堀 下 直 樹
教育研修センター副センター長	森 田 康 晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長 兼学校給食センター所長	峯 田 和 興
指 導 参 事	小 林 晃 彦
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏
学 務 課 長	是 枝 貴 裕
学 校 再 編 課 長	作 田 哲 也
社 会 教 育 課 長	安 武 浩 美
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 々 木 純 人
公 民 館 長 兼 図 書 館 長	谷 口 昭 博

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	井 上 守
選挙管理委員会事務局次長	板 垣 喬 博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 一 久
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	野 田 勉

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	斉 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開会 午後 0時55分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には増井浩一委員、同副委員長には中道博武委員を指名します。

休憩 午後 0時55分

〔委員長 増井浩一君 着席〕

再開 午後 0時56分

○委員長 増井浩一君 それでは、委員会を始めさせていただきます。皆様のご協力よろしくお願いいたします。

お諮りします。

本日の委員会に一般の傍聴の方から委員会の傍聴の申出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時56分

再開 午後 0時57分

◎開議宣告

○委員長 増井浩一君 直ちに議事に入ります。

○委員長 増井浩一君 本委員会に付託されました議案第2号 砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算の4件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の審査の順に進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第2号 砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、議案第2号、砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について伺っていきたいと思います。先ほどの総括質疑で大体のことは分かったのですが、細かい部分で確認させていただきたいのですが、この条例を制定することによって他の条例の改正なくオンライン化ができるという答弁だったと思うのですが、実際オンライン化を進めていくに当たり、申請部分はともかくとして、それ以外に例えば条例の改正が出てくるという可能性があるのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○委員長 増井浩一君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 この通則条例に基づきまして、先ほどご説明したのですが、大体申請1,000通り以上ございます。経過の中でもご説明したのですが、例えば今回コミュニティ補助金の申請等は要綱で定められておりました。要綱に書面等により市長に提出しなければならない。電子申請による申請を加味していなかったということで、それを個別に要綱を改正いたしました。まだ調べてはいないのですが、押印廃止を行いまして、大体800ぐらいそういった要綱とか規則等が定められております。それを一つ一つ書面等とあるかどうか確認してないのですが、この通則条例を制定することによってそちらを一々改正することなく電子申請が可能となっております。この条例は、電子申請なり処分通知、あといろいろな縦覧ですか、そういったものを定めているのですが、基本的に申請以外で条例等を修正するということは今のところ想定しておりません。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 先ほどの質疑でもあったのですが、かなり原本を確認する、申請に当たっては手続上煩雑になるということになじまないということと、適用除外もかなり多いということでありました。そうしますと、現在1,000件ぐらいの申請等の行為がある中で、あるいは申請がオンラインで可能だとしても件数が少ない等で実際事務手続が煩雑になるということで、オンラインになじまないものは実は結構あるのかという予想があるのですが、実際1,000件の申請中、完全にオンラインに移行できる申請等、概算といいますか、大ざっぱでいいのですが、どのぐらいの割合があるのかというのを確認したいと思います。

○委員長 増井浩一君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 実は今1,000件以上の押印廃止で残った、当然電子申請ですので押印を押されるものは無理なので、大体1,000件以上ありました。そこから800ぐらいが要綱等を定めているのですけれども、先ほどのガイドラインにもありましたとおり件数の多いもの、あと市民の利便性が高いものから電子申請に移行しようと考えております。現在調査中でありまして、また通則条例をつくることによって一つ一つ八百種類程度の要綱等を修正することがないので、申し訳ないのですけれども、1件1件調べたわけではないので、その申請等が何件あるかは実は今のところ不明でございます。ただ、そのうち調査結果が明らかになればお示しすることができると思います。

あと、本人確認ですとか原本提示はあくまでも条例の第3条、4条とか定められているのですが、基本的に部分的オンライン規定といいまして、例えば申請、北海道とか国ですと3回、4回とかあるものを4回目に添付書類をつけるとか、原本確認だとか本人確認するものは3回目まではオンラインできますと、そういった部分的なものでして、当然件数的にはそれほど想定されるものではないと考えております。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしましたら最後に、実際のオンライン申請のスケジュール的な部分についてお伺いしたいと思うのですけれども、大体今年度中にどのぐらい進んでいくとか、その辺のスケジュール感的なものが分かれば伺いたいと思います。

○委員長 増井浩一君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 実は令和4年4月より先ほど説明したとおり2つの電子申請を開始しております。そのときに当然分かったことなのですけれども、いろいろな条文によって書面等の手続と定めていると、なかなか電子申請にいけないということで今回通則条例を定めているのですが、4月に2つなのですが、現在実は4つ増えまして6の電子申請がホームページ上から開始できるようになっております。その辺を定めた、あと国が定めているぴったりサービス、介護保険ですとか子育て関係、こちらも26手続実は今マイナンバーカードを使ってできるようになっております。では、国のぴったりサービス以外で市の電子申請はできないかということで今回条例を制定して、調査をして、件数が高く利便性があるものに関しましては一応のめどとして12月ぐらいまでに調査をまとめて、できるものは当然システムでフォームとか1件1件作っていかなければならないので、めどとしては年内をめどに徐々に申請の件数を増やしていきたいと考えています。

○委員長 増井浩一君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 先ほど小黒議員の総括質疑も聞きながら、今ほどもお聞きしながら何となくしか、私には分かりづらい部分があって、セキュリティの関係でお伺いしておきたいと思うのですけれども、先ほど小黒議員の質疑の中では基本的にはL2WANを使っているから、セキュリティ的には大丈夫でしょうということでお話をされておりました。その関係から確認をさせてもらいたいのですが、たまたま広報すながわが届いておりまして、き



結構パソコンを通して使ったりとか、スマートフォンにも、私はあまりよく分からないけれども、連携しながらクレジット決済しているということなのです。そこで、セキュリティの中で本体のセキュリティというよりもマイナポータルのところを見たときも一言あったのですけれども、なりすましというのが私はセキュリティ的に一番心配かと思っているのですけれども、この辺の今回の条例を通した中でなりすましとかを含めたセキュリティ対策というのか、その辺はどういう考えをされているのか、もし考えを持っているのだったら聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 増井浩一君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 手数料等のクレジット納付に関連してのご質問だと思います。基本的には先ほどご説明もさせていただいたのですが、手数料を納付するためには申請のフォームを開いて、そこからクレジットカード等の番号を入力する以前にマイナンバーカードを持っていないと当然手数料納付はできなくなっています。なぜかといいますと、厳格な、それこそなりすましですとか改ざんとかを防止するためにマイナンバーカードで申請するというときには、マイナポイント等の受領した経験がある方なら分かると思うのですけれども、暗証番号4桁以上、あと6桁以上の電子証明書を付随する場合はそういったパスワードを設けております。その2点を使ってマイナンバーカードからきたということで本人確認、本人の改ざん防止ということを電子証明書を添付される場合では証明されることとなりますので、そういった手数料納付に関しましてはクレジットカード、当然楽天等、アマゾン等の商品を買ったときには同じようなツールを使ってどんどん、セキュリティ的にはそれが今当たり前の世界になっておりますので、それと同じような技術を使って、まだ検討はしていませんけれども、そういった手数料の納付も可能だという条例になっておりますので、今後はもしかすると手数料等をそちらのクレジットカードを使ったり、最新のところではQRコード、ペイペイですとかエディですとか、そちらからも可能となっているのは最新の状況となっております。

○委員長 増井浩一君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大体うっすらと分かりかけてきました。ある部分では先ほども言ったように、これは非常に大切なことであろうと思っておりますので、この辺は一番はそれを利用されるであろう市民の皆さんへ分かりやすく周知されるということをしていただきたいと思っておりますし、もちろんそれを受ける自治体も、要するに行政サイドもその辺しっかりと受け止めながらやっていただきたいということをお話をして終わりたいと思っております。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

14ページ、第2款総務費、第2項徴税费について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、16ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑はありますか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 住民税非課税世帯の関係なのですけれども、令和4年度ということですよ。対象世帯は大体どのぐらい、でも10万円だから200世帯ですね。それで、令和4年度の対象世帯ということになってくるので、そこのところ少し詳しく説明していただけますか。

○委員長 増井浩一君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 まず、今般令和4年度の非課税世帯が加わった経過についてご説明をさせていただきます。

まず、現在実施しております住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の対象世帯は、細かな要件はございますが、大きく2つの類型に分かれております。1つ目は令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯、2つ目は令和3年度の住民税均等割が課税されている世帯であって新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税が非課税の世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯でございます。このうち令和3年度住民税非課税世帯に対しましては、私ども所管課で課税情報を閲覧、精査して確認書を送付し、返送いただいた後に給付金を振り込むという手続、いわゆるプッシュ型の給付としております。一方、家計急変世帯につきましては、令和3年1月以降の任意の1か月の収入により年収見込額を推計いたしました申立書と申請書を提出していただく必要がございます。このため、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない家計急変世帯の存在というものが懸念をされる状況でございます。この対策といたしまして、住民税は1月から12月の所得に対して課税をされます。ですので、令和3年1月以降の家計が急変して住民税非課税世帯と同様の事情にあるということであれば、令和3年度は課税されていたけれども、令和4年度には非課税になっているであろうと。令和4年度非課税世帯を加えることによって申請しないことで受給できていない家計急変世帯も支援することができるということで、今般令和4年度非課税世帯を対象世帯として拡大をすることになったという経過でございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほど言った10万円だから2,000万円です。でも、家計急変世帯ということに限られますよね。200世帯も出る予測はあるのですか。

○委員長 増井浩一君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 課税状況でございますので、税務課に協力をいただきまして概算で世帯数を見込んでおります。加えまして、現在の基準日が令和3年12月10日ですけれども、今回の基準日は令和4年6月1日時点となっておりますので、転入されてきた方で当市には課税情報がない方も想定をされますので、そちらも見込みまして200世帯ということで予算を計上させていただいているところでございます。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2項児童福祉費について質疑はありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 まず、子育て世帯生活支援特別給付金の事業の関係なのですが、提案説明ではある程度が分かったのですが、1世帯5万円ということですので、こちらでも400世帯ということになるかと思うのですが、具体的な手続方法としては、これは先ほどの市から直接行くものなのかどうか、その辺伺います。

○委員長 増井浩一君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 今回上乘せをいたします給付金のご関係でございますけれども、今回市が独自に支給をいたします子育て支援給付金の対象世帯は……

〔「そちらは聞いていない。上のほう聞いている」との声あり〕

今回国により実施をされます子育て世帯生活支援特別給付金でございます。失礼いたしました。こちらの対象世帯でございますけれども、低所得のひとり親世帯分とそれ以外の低所得の子育て世帯分とに分かれております。このうちひとり親世帯分の令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方、2人親世帯部分で令和4年4月分の児童手当または特別児童手当の支給を受けている方であって令和4年度分の住民税均等割が非課税である方、こちらの手当を受けている方については当市で情報を持っておりますので、こちらは昨年度と違う部分として児童手当、特別児童手当の方も含めてプッシュにするという取扱いになっております。それ以外の世帯の方については申請を要するものという取扱いになるものでございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 手続としては何かのお知らせが市から来るということでもいいのですか。自分が自ら非課税かどうかということの判断をすることになるのかどうか。

○委員長 増井浩一君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 こちらの給付金につきましては、国の法律に基づく特定の給付に指定をされておりますので、所管である私どもで課税情報を抽出、精査をいたしまして、申請不要の方にはご案内はいたしますけれども、直接プッシュ型で支給をいたしますので、振込通知書とご案内書を送付をするということになります。また、申請が必要な方についてでありますけれども、昨年度も実施しておりますので、昨年申請をいただいた方については今年度も実施をするということでご案内文書を発送させていただこうと考えております。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 国の制度は分かりましたけれども、次の下の地方創生臨時交付金事業による関係なのですが、こちら提案説明では上の世帯、いわゆる今説明していただいた部分の方々が対象になるということで、まずここを確認させてください。

○委員長 増井浩一君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 今回砂川市独自で上乘せをさせていただく市独自の給付金の部分でございますけれども、こちらの対象世帯は国による給付金の支給が決定された世帯といたします。給付額については、国による給付金の支給が決定された額とする考えで要綱を定める予定としております。これによりまして、国の給付金の決定をもって市独自の給付金の決定とするという取扱いとなりますので、特段の申請行為を必要とせずに国の給付金と同時に速やかに給付が可能となるということで準備をしているところでございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私は先ほど勝手に5万円と言ってしまうていますが、国の給付金はまだ決まっていないということではないのですか。

○委員長 増井浩一君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 国による給付金は、児童1人当たり5万円でございます。当市といたしましても児童1人当たり5万円を上乘せして給付をすると、国と同額を支給するという考えでございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 少し総括っぽくなってしまうのですが、子育て世帯生活支援特別給付金は国の制度、だけれども次の地方創生臨時交付金のは市が独自に何をどう決めるのかということだと思っております。これまで、この言い方は非常に誤解を生むかもしれないのですが、均等割の課税されていない非課税世帯に対するいろいろな措置は昨年度から続いています。それで、今回は原油価格、物価高騰対応分ということでの地方創生臨時交付金を活用した施策の一つだと思っておりますが、なぜまたここで非課税世帯というところに焦点を当ててこの予算化をされてきたのか。つまり何を言いたいのかという、今の原油の高騰、あるいは物価の高騰、みんな困っているのです。もちろん非課税世帯の人たちはより困っているかもしれないのですが、もう少し幅広く考えられなかったのかというのは実は思っているところで、なぜ今回ここに5万円上乘せをしてという形の施策を選択されたのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 増井浩一君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 今回市独自の給付に関しまして地方創生臨時交付金の活用の中、国の趣旨が根本的に原油価格、物価高騰対応分という趣旨の創生交付金でありますから、まさにたくさんのご家庭の中で原油高や食費高に直面されている世帯が多数あるということは認識してございますが、なぜ今回国のお子さん1人5万円のところにあえて市独自分としてさらに5万円を支給させていただくかという点につきましては、昨年来からのいろいろな物価高、この一番の影響を受けている世帯という点に絞った場合、子育て世帯の中でもこれは低所得の世帯であろうと。国の施策で申しますと、基本的に児童扶養手当を受けておられる世帯または住民税の均等割もかからないという、極めて低所得の世帯、

これについては国はお子さんお一人5万円と。地方創生の中ではそれぞれの自治体の判断の下、上乗せ給付やそのほかの横出しということもあり得るわけですが、本市といたしましてはこの物価高、一番困窮されているであろう子育て世帯の中でも低所得世帯にまず給付を市として上乗せさせていただきたい、こういった施策判断の下、今回補正予算を計上させていただいた次第でございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今部長がまずと言ったので、まずは分かりました。ただ、先ほど言ったように税金を払っている人も困っているのです。もっと言えば低所得の方の中でも均等割だけ払っている方もいらっしゃいます。どこかで線を引かなければいけないのは事実でしょうけれども、まずとおっしゃられたところのことなのです。私は総務文教委員ですから、地方創生臨時交付金の関係は聞いています。聞いてはいるのですけれども、先ほどの提案説明で総務部長は総額1億何百万円と、今正確な数字が分かっていないので、1億円を超える地方創生臨時交付金 coming はずなのです。その今第1弾としての2,000万円と、その次の商工もあるのかな。まだあるわけです。まだ臨時交付金が残っていると言ったら変ですけども。こちら辺の仕組み、今後なのですけれども、この辺はどう考えていらっしゃるのか。市長、お答えしていただければ、地方創生臨時交付金の使い方なのですけれども、今は子育て支援給付金として国の制度5万円プラス上乗せの5万円という形でお話がありますけれども、今後の地方創生臨時交付金事業について市長はどのように考えていらっしゃるのかと思っております。部長はまずと、何回も言いますけれども、おっしゃったので、次の手があるのだろうという期待をしているのですけれども、この辺のところ、ごくごく政策的なことですので、ぜひ市長にご答弁いただければと思います。

○委員長 増井浩一君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 私はまずという表現を用いましたけれども、まずもって検討すべき世帯については係る低所得、子育て世帯という点において第一義的に国が認めるところの世帯に対して市としましても独自の上乗せをさせていただきたいというところでございます。もちろんご指摘のとおり多くの世帯が原油価格、物価高騰に直面している中という点につきましては、今後庁内においてどのような方策があり得るのかということについては全庁的な中で検討してまいることになるかと考えてございます。

○委員長 増井浩一君 市長。

○市長 善岡雅文君 今安田部長が答えたところで全てはお答えになっているのですけれども、総体の財源に限りがあるものですから、いわゆるどこに重点を当てるのかと。本来なら影響を受けているのは全部の世帯だけれども、より厳しく影響を受けている世帯のところへ重点配分をすべきなのだろうと。もう少しお金が来るのだったらいいのですけれども、そこまで国では地方には回してこないです。その中で限られた中でより子育て世帯の中でも影響を受ける世帯のところを今回は重点的に手当てをしたということを部長は言っ

ているわけございまして、私もそのとおりだと。それを理解して、今の時点ではそこまです。それ以上のものはございません。ただ、今後国でどうしてくるかはまだ未定の分野もございませけれども、地方創生臨時交付金の中の配分の仕方をどうするかというところの論点だと思うのですけれども、それは私が今申し上げたとおり、部長も申し上げておるとおりございまして、それ以外の何か市長ないのかと言われても今の段階ではございません。よろしいでしょうか。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 部長、まずとまずもってとどこが何が違うのですか。

○委員長 増井浩一君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 地方創生臨時交付金が総額としてこのような形で、また低所得対策ということも含めた中で全庁的に協議をしていく状況にあるということは、これは各部署今後詳細については検討してまいりたいと考えてございますので、本日議案を提出させていただいたのは、子育て世帯においても低所得の世帯について早急に給付することによって支援をしてまいりたいということで計上させていただいてございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほど言いましたとおり、今回の地方創生臨時交付金は1億円あります。今回出てきているのは3,100万円ですか。まだ7,000万円ほどあります。ここで次なる一手が打てるはずなのです。今は同じ子育て世帯の中でも非課税の世帯とぎりぎりのところの人たちだって私は結構いると思うのです。これまで、誤解を招くのなら招いてもいいのです。結局10万円も非課税世帯の臨時交付金、これはもちろん子育て世帯も含まれています。今回また国の制度として5万円がありました。次が今話をしている市独自の5万円が非課税世帯の方々に支給されるということになっています。私は、ここで線を引きするのは非常に簡単だと思うのです。だけれども、このぎりぎりのところで苦しんでいる方々もいらっしゃるのです。そこに向かっては砂川市が何一つ、これは言い方が少し強過ぎます。もう少し手だてがあっても、特に原油価格、物価高騰対応分ということでの臨時交付金であれば、あとの残った7,000万円分何かできる施策はないのかと私は思うのですけれども、ここはもうありませんか。原課としても考えはないですか。

○委員長 増井浩一君 市長。

○市長 善岡雅文君 先ほども申し上げたのですけれども、影響を受けるところのひどいところを当初はあげたと。あとの分野は総体の影響度を見ながら今検討しているところで、ここでまだ答える時点ではないと。小黒委員の言いたいことはよく分かりますけれども、財源はあるのです、残りが。ただ、その使い道についてはさらにきちんと影響度を把握した上で今後考えていくということで理解していただきたいと、そういうことを先ほど申し上げたつもりなのですけれども。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 残念ながら先ほどの市長のお話ではもうこれ以上ありませんと私は聞いてしまったものですから、これからもいろいろと考えていただくということだと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、最後の質問ですけれども、これ国の制度5万円、市独自の制度5万円なのですから、結局口座に振り込まれていくのは合わせた10万円が振り込まれるという形になるのでしょうか、お伺いします。

○委員長 増井浩一君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 こちらは国に合わせて市独自でやるものでございますので、国の給付金5万円、市の給付金5万円、それぞれ別々に振り込むこととしております。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、18ページ、第6款農林費、第1項農業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、20ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑はありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほどの提案説明では詳しいことがほとんど触れられていなかったもので、前回は飲食業限定プレミアム商品券は発行されていますけれども、改めて今回のこの事業の詳細を教えてください。

○委員長 増井浩一君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 提案説明で触れられなかった飲食業限定プレミアム商品券発行事業補助金の詳細についてでございます。

こちらにつきましては、昨年10月に実施しました内容とほぼ同じ内容で実施したいと考えております。事業主体は商工会議所、社交飲食協会、北観協砂川支部、砂川市の4者による共催事業とし、プレミアム率を50%、スナック、バー専用券を60%としたいと考えております。また、販売額につきましては5,000円、発行額面は7,500円、こちらは全店舗共通券になります。スナック、バー専用券につきましては、発行額面8,000円としたいと考えております。発行部数につきましては、全店舗共通券を3,000セット、スナック、バー専用券を300セットとし、1人当たり5セットを限度として販売したいと考えております。販売場所も昨年と同じ地域交流センターゆうでと考えており、もし余った場合、後日商工会議所で販売をする予定としております。今のところ議決をいただければ利用期間は7月下旬から10月末までを予定しております。参加資格としては市内店舗、あと店内飲食をメインとした飲食店、また北海道の第三者認証を受けた飲食店としたいと考えているところであります。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 いつ頃発行するというのは今お話ありましたか。聞き逃しているかも分

からないので、もう一度お願いします。

○委員長 増井浩一君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 大変申し訳ございません。7月末に販売開始をし、利用期間は7月末から10月末まで3か月間と考えているところであります。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、22ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費について質疑はありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 除排雪に関する経費ということで、先ほどの提案説明、イメージがつかめなかったのですけれども、これは運行管理システムを構築して、例えばどこかでそういったオペレーターを指揮するとか、そういうシステムを構築するというイメージなのでしょう。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 このシステムですが、こちらから指示するのではなく、逆にGPSから集積をして私どもの今後の作業効率だとかについて検証していく。本来の目的としましては、GPSを設置することにより位置や稼働時間などの情報等が集積されていくということで、各機械につけています本来であればタコメーターというもので、アナログなのですが、それで集積して毎日のように報告という形をオペレーターがしているものの作業の軽減につながるという点と、またこのシステム自体が今後危険箇所近づいた場合、例えばマンホールだとかグレーチングだとかという形でそちらに近づくと危険箇所をお知らせしていただいてオペレーターの作業の軽減につなげると。オペレーターの作業が軽減されるということは、1つに作業効率が上がるということで、冬期間の作業の効率化という面で市民の方に対する安全な除排雪サービスを行えるというシステムになります。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 リアルタイムで何かをするというイメージではなくて、ただこれまで報告があったものを電子的に報告するという形で情報を蓄積していくというイメージでよろしいでしょうか。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 金泉敏博君 オペレーターにとってはそういう形になりますし、GPSを積んでいることによって市内で今どこに作業車が走っているか、それについても今後軌跡として残りますので、例えば次年度にここの排雪を多くやっているだとか、ここの交差点に対して常に2回やっている、3回やっているとあれば次年度からそのやり方についても検証していくという形になります。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



続いて、歳入に入ります。8ページから12ページまで、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎散会宣告

○委員長 増井浩一君 以上で本委員会に付託されました議案第2号から第4号、議案第1号の各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 1時45分

委 員 長